

○広島大学文書館規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 53 号)

改正 平成 17 年 3 月 15 日規則第 22 号 平成 17 年 5 月 17 日規則第 105 号
平成 19 年 3 月 13 日規則第 24 号 平成 19 年 6 月 27 日規則第 141 号
平成 20 年 3 月 31 日規則第 131 号 平成 21 年 3 月 31 日規則第 49 号
平成 22 年 3 月 31 日規則第 37 号 平成 23 年 3 月 23 日規則第 10 号
平成 23 年 3 月 31 日規則第 38 号 平成 25 年 3 月 29 日規則第 49 号
平成 26 年 4 月 1 日規則第 36 号 平成 28 年 4 月 1 日規則第 132 号
令和 2 年 4 月 1 日規則第 152 号 令和 4 年 4 月 1 日規則第 109 号
令和 6 年 2 月 16 日規則第 6 号

広島大学文書館規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学学則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 1 号)第 18 条の規定に基づき、広島大学文書館(以下「文書館」という。)の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 文書館は、広島大学(以下「本学」という。)の学内共同教育研究施設として、本学にとって重要な文書の整理・保存並びに大学の歴史に関する資料の収集・整理・保存及び公開を行うとともに、本学の法人文書の管理に関する業務を行い、関連する分野の教育研究を行うことを目的とする。

(組織)

第 3 条 文書館に、次の職員を置く。

- (1) 館長
- (2) 副館長
- (3) 専任教員
- (4) その他必要な職員

2 文書館に、前項に掲げるもののほか、研究員、客員研究員又は調査員を置くことができる。

第 4 条 館長は、本学専任の教授又は准教授をもって充てる。

2 館長は、財務・総務室センター等推進部門(以下「推進部門」という。)の意見を聴いて、学長が任命する。

3 館長は、推進部門の助言により文書館の業務を掌理する。

4 館長の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

5 館長が辞任を申し出たとき、又は欠員となったときの後任者の任期は、その任命の日から起算して 1 年を経過した日の属する年度の末日までとする。

第5条 副館長は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 本学専任の教授又は准教授

(2) 総務・広報部長

2 前項第1号の副館長は、推進部門の意見を聴いて、学長が任命する。

3 副館長は、館長の職務を補佐する。

4 第1項第1号の副館長の任期は、2年とする。ただし、館長の任期の終期を超えることはできない。

5 第1項第1号の副館長の再任は、妨げない。

第6条 文書館の専任教員は、学長が任命する。

第7条 研究員は、本学の職員をもって充てる。

2 研究員は、推進部門の意見を聴いて、学長が任命する。

3 客員研究員は、学外の研究者等をもって充てる。

4 客員研究員は、推進部門の意見を聴いて、学長が委嘱する。

5 研究員及び客員研究員の任期は、2年とする。ただし、4月2日以降に任命又は委嘱された場合の任期は、その任命又は委嘱の日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日までとする。

6 研究員及び客員研究員の再任は、妨げない。

第8条 調査員は、本学専任の教員、学外の研究者等のうちから、推進部門の意見を聴いて、学長が任命又は委嘱する。

2 調査員は、館長の指示に基づき、調査研究を行う。

3 調査員の任期は、2年とする。ただし、4月2日以降に任命又は委嘱された場合の任期は、その任命又は委嘱の日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日までとする。

4 調査員の再任は、妨げない。

第9条 文書館に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験者のうちから、推進部門の意見を聴いて、学長が任命又は委嘱する。

3 顧問は、館長の依頼に基づき、助言等を行う。

4 顧問の任期は、2年とする。ただし、4月2日以降に任命又は委嘱された場合の任期は、その任命又は委嘱の日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日までとする。

5 顧問の再任は、妨げない。

(室)

第10条 文書館に、第2条に掲げる目的を達成するため、次の室を置く。

(1) 公文書室

(2) 大学史資料室

第11条 室に室長及び室主任を置き、文書館の職員をもって充てる。

2 室長及び室主任は、推進部門の意見を聴いて、学長が任命する。

- 3 室長は、室の業務を掌理する。
- 4 室主任は、室長の職務を補佐する。
- 5 室長及び室主任の任期は、2年とする。ただし、4月2日以降に任命された場合の任期は、その任命の日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日までとする。
- 6 室長及び室主任の再任は、妨げない。

(文庫)

第12条 文書館に、文庫を置く。

- 2 文庫に文庫長を置き、本学の職員をもって充てる。
- 3 文庫長は、推進部門の意見を聴いて、学長が任命する。
- 4 文庫長は、文庫に関する教育研究を推進する。
- 5 文庫長の任期は、2年とする。ただし、4月2日以降に任命された場合の任期は、その任命の日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日までとする。
- 6 文庫長の再任は、妨げない。

(分館)

第13条 文書館に、分館を置くことができる。

(公文書分室)

第14条 公文書室に、公文書分室を置く。

(運営委員会)

第15条 文書館に、広島大学文書館運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

第16条 運営委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 館長
 - (2) 副館長
 - (3) 図書館部長
 - (4) 広島大学法人文書管理規則(平成23年3月31日規則第36号)別表第1に規定する文書管理者のうちから、館長が推薦する者若干人
 - (5) 文書館の専任教員(教授及び准教授に限る。)
 - (6) 学長が必要と認めた者若干人
- 2 委員は、学長が任命する。
 - 3 第1項第6号の委員の任期は、2年とし、4月1日に任命することを常例とする。ただし、4月2日以降に任命された場合の任期は、その任命の日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日までとする。
 - 4 第1項第6号の委員の再任は、妨げない。
- 第17条 運営委員会は、文書館に関し次に掲げる事項を審議する。
- (1) 管理運営の基本方針に関すること。
 - (2) 事業計画に関すること。
 - (3) その他文書館の運営に関すること。

第 18 条 運営委員会に委員長を置き、館長をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代行する。

第 19 条 運営委員会は、必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(特定歴史公文書等の利用等)

第 20 条 公文書等の管理に関する法律(平成 21 年法律第 66 号)第 2 条第 7 項に規定する特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関し必要な事項は、別に定める。

(運営支援)

第 21 条 文書館の運営支援は、財務・総務室総務・広報部総務グループにおいて行う。

(雑則)

第 22 条 この規則に定めるもののほか、文書館の管理運営に関し必要な事項は、文書館が定める。

附 則

1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 文書館設置後最初に任命される文書館長については、第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、旧広島大学文書館設立準備委員会の推薦により、学長が任命する。

3 文書館設置後最初に任命される文書館の専任教員については、第 5 条の規定にかかわらず、旧広島大学文書館設立準備委員会の推薦により、学長が任命する。

附 則(平成 17 年 3 月 15 日規則第 22 号)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 5 月 17 日規則第 105 号)

この規則は、平成 17 年 5 月 21 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 13 日規則第 24 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 6 月 27 日規則第 141 号)

この規則は、平成 19 年 6 月 27 日から施行し、この規則による改正後の広島大学文書館規則の規定は、平成 19 年 5 月 21 日から適用する。

附 則(平成 20 年 3 月 31 日規則第 131 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 31 日規則第 49 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 31 日規則第 37 号)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 23 日規則第 10 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 31 日規則第 38 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日規則第 49 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 4 月 1 日規則第 36 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 4 月 1 日規則第 132 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 4 月 1 日規則第 152 号)

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 4 月 1 日規則第 109 号)

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 2 月 16 日規則第 6 号)

この規則は、令和 6 年 2 月 16 日から施行する。